

多治見市健全な財政に関する条例の構造—平成 19 年条例第 48 号

一部改正

平成 21 年条例第 24 号

平成 22 年条例第 28 号

第 1 編 総則

第 1 条（目的）
第 2 条（財政運営の指針）
第 3 条（責務規定）

第 2 編 財政運営の原則

第 1 章 財政情報の共有

第 4 条（情報共有）
第 5 条（情報公表の制度）
第 6 条（財務諸表）

第 2 章 資産及び負債の原則

第 7 条（基本原則）
第 8 条（資産及び負債）
第 9 条（基金）
第 10 条（起債）

第 3 章 執行における原則

第 11 条（歳入及び歳出）
第 12 条（使用料等）
第 13 条（補助金）
第 14 条（資金運用）

第 4 章 リスク・マネジメント

第 14 条の 2（リスクの把握及び明確化並びに対策）
第 14 条の 3（債務保証及び損失補償）

第 3 編 計画的な財政運営

第 1 章 通則

第 15 条（財政判断指標）
第 16 条（総合計画策定における原則）
第 17 条（予算を伴う計画）
第 18 条（中期財政計画）
第 19 条（予算における財政判断指数）
第 20 条（決算における財政判断指数）
第 20 条の 2（行政改革大綱策定における原則）

第 2 章 財政状況の維持及び向上

第 1 節 財政向上目標

第 21 条（財政向上目標の設定）

第 2 節 財政向上指針

第 22 条（財政向上指針）
第 23 条（財政向上指針の策定手続）
第 24 条（実施状況の報告）

第 3 章 財政状況の健全性の確保

第 1 節 財政健全基準

第 25 条（財政健全基準の設定）

第 2 節 財政正常化計画

第 26 条（財政警戒事態宣言）
第 27 条（財政正常化計画）
第 28 条（宣言の解除）

第 3 節 財政再建計画

第 29 条（財政非常事態宣言）
第 30 条（財政再建計画）
第 31 条（財政再建計画の策定手続）
第 32 条（実施状況の調査等）
第 33 条（議会の勧告等）
第 34 条（準用）

第 4 編 雑則

第 35 条（委任）

附則

（施行期日）
（適用区分）

附則【平成 21 年 6 月 29 日条例第 24 号】（施行期日）／（適用区分）

附則【平成 22 年 9 月 29 日条例第 28 号】（施行期日）／（適用区分）